

令和6年5月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和6年6月3日)

招集年月日	令和6年5月20日(月)	
招集場所	小美玉市役所 小川総合支所 3階 大会議室	
開催日時	令和6年5月27日(月) 開会 午後1時15分 閉会 午後2時50分	
出席者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	山口 和弘 委員(職務代理者)
	中村 三喜 委員	小仁所 浩 委員
	柴田 千青 委員	★ 廣戸 隆 委員
欠席者	なし	
傍聴者	なし	
事務局職員	教育部長 植田 賢一 教育指導課 課長 吉田 桂子 生涯学習課 課長 大山 伸一 文化芸術課 課長 片岡 理一 教育企画課 課長補佐 磯辺 桂子	理事 狩谷 秀一 教育企画課 課長 田山 智 スポーツ推進課 課長 比気 龍司 教育企画課 主幹 笹目 翔太郎
付議事件 (提出議案)	※別紙のとおり	
事業等報告	(1) 学校教育関係について 教育指導課 (指導係) (2) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について 教育指導課 (学務係) (3) 県内プロスポーツチームとの交流活動等について スポーツ推進課	

別紙 付議事件 一覧

議案第57号	令和6年度教育予算（補正予算）について
議案第58号	工事請負契約の締結について（旧小川小学校）
議案第59号	工事請負契約の締結について（旧玉里北小学校）
議案第60号	小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について
議案第61号	小美玉市学校運営協議会委員の委嘱について
議案第62号	小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について
報告第14号	専決処分の承認を求めることについて （小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命について）
報告第15号	専決処分の承認を求めることについて （小美玉市教育支援委員会委員の任命について）
報告第16号	専決処分の承認を求めることについて （小美玉市小中一貫教育推進委員会設置要綱の改正について）
報告第17号	専決処分の承認を求めることについて （小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について）

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から、小美玉市教育委員会会議「5月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このところ気候もだいぶ良くなってきましたので、学校の教育活動や各所管課のイベント等の充実を図れるのではないかと考えております。

学校行事では、中学校及び義務教育学校後期課程の4校で、修学旅行が行われ、往路又は復路での交通手段として、茨城空港を活用しました。

往路では、小川北義務、復路では、玉里学園と小川南中が活用し、美野里中は、生徒数が多いため、利用を控えたとのことでした。

なお、各学校、見学や体験等、充実した活動ができたと報告を受けております。

また、運動会・体育祭は、春に実施する学校が9校中6校もあり、幼稚園でも元気っ子幼稚園が春の実施となります。残り3校とよつば幼稚園は秋の実施を予定しております。これからの季節は、気温や湿度の上昇に伴い、熱中症の危険度も上昇します。体育や部活動、また、休み時間などでも、熱中症の指導や配慮が必要になってきますので、「WBGT（暑さ指数）」を確認しながら、休憩や水分補給等、対策を講じながら活動させたいと思います。

本日は、議案6件、報告4件、事業等報告が3件、その他となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

廣戸委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、廣戸委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。（廣戸委員：はい。）

では、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

「4月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。（一同：頷く。）

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配布させていただいた資料としましては、

- ・ 議案第57号 「令和6年度教育予算（補正予算）について」
- ・ 議案第58号 「工事請負契約の締結について（旧小川小学校）」
- ・ 議案第59号 「工事請負契約の締結について（旧玉里北小学校）」
- ・ 議案第60号 「小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について」
- ・ 議案第61号 「小美玉市学校運営協議会委員の委嘱について」
- ・ 議案第62号 「小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について」
- ・ 報告第14号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命）」
- ・ 報告第15号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市教育支援委員会委員の任命）」
- ・ 報告第16号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市小中一貫教育推進委員会設置要綱の改正）」
- ・ 報告第17号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱）」

以上、議案6件、報告4件となります。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、

次第の「5 付議事件の審議」のうち、

市議会への提案事項のため、議案第57号及び議案第58号、議案第59号

「6 事業等報告」のうち、

個人情報に関するものが含まれているため、

- ・ 「(1) 学校教育関係」について
- ・ 「(2) 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更」については、本会議及び議事録において「非公開」としたいと思います。

次に、「7 その他」につきましても、本会議では「非公開」としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員：異議無し）

それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

まず初めに、(1) 議案となります。

議案第57号「令和6年度教育予算（補正予算）について」

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定および小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。

教育企画課より説明願います。

■ 議案第57号 令和6年度教育予算（補正予算）について

可決

○ 田山教育企画課長

1 頁をお開きください。

議案第 57 号 令和 6 年度教育予算（補正予算）について

提案理由としましては、令和 6 年第 2 回小美玉市議会定例会に提案するにあたり、教育委員会の意見を求められるため、本案を提出するものです。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきますので、本日机上に配付させていただきました「令和 6 年度小美玉市一般会計補正予算（第 2 号）案 【教育予算抜粋】」をご覧ください。

>資料 1 頁 継続費

羽鳥小学校校舎増築工事について、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 カ年にわたる継続費を設定するものです。

詳細については、この後 7 頁でご説明させていただきます。

>資料 2 頁 地方債補正

羽鳥小学校校舎増築工事に伴い、地方債の限度額を 110 万円増額するものです。

こちらも詳細については、3 頁及び 7 頁でご説明させていただきます。

>資料 3 頁 歳入

歳入補正の説明となりますが、これ以降は所管課より順にご説明させていただきます。

説明欄 公立学校施設整備費補助金について、128 万 7,000 円を増額補正するものでございます。

○ 比気スポーツ推進課長

続きまして、説明欄 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金につきましては、281 万 1,000 円の補正増をお願いするものでございます。

本委託金については、昨年度より取り組んでおります、「部活動の地域移行」に向けた国の実証実験の委託金であり、内容については、歳出でご説明いたします。

以上です。

○ 吉田教育指導課長

続きまして、寄附金のうち、学校教育に対する指定寄附金について、100 万円の増額補正をお願いするものでございます。

理由としましては、匿名の方から学校教育に対する寄附金をいただいたことによるものでございます。

○ 田山教育企画課長

続きまして、説明欄 公共施設整備基金繰入金について、7,680 万円の減額補正となります。

このうち、680 万円については、旧小川小学校解体工事において、国土交通省都市構造再編集中支援事業補助金の充当額増により、当初繰入金を減額するものです。

残りの 7,000 万円の減額補正については、生涯学習課所管となりますが、歳出補正において、内容を説明させていただきます。

○ 大山生涯学習課長

続きまして、行政区集会施設管理基金繰入金について、227 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。

内容については、歳出予算の中で説明させていただきます。

○ 田山教育企画課長

続きまして、説明欄 学校施設改修整備事業債について、110万円の増額補正を行うものです。
2頁でご説明申し上げました、地方債補正に係るもので、羽鳥小学校増築工事に伴うものとなります。
歳入補正の説明は以上となります。

>資料4頁 歳出

説明欄 2 小学校施設管理費 について、1,256万2,000円の増額補正となります。
羽鳥小学校校舎増築工事に伴う補正であり、

- ・実施設計委託料については、増築校舎面積の増に伴い、1,423万4,000円の増額。
- ・工事監理委託料については、2カ年の継続費設定による、年割額調整により、44万円の増額。
- ・校舎改修工事についても、2カ年の継続費設定による、年割額調整により、211万2,000円の減額となります。

○ 吉田教育指導課長

続きまして、説明欄 3 小学校情報教育関係経費 につきましては、2,193万3,000円増額補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、学校児童用タブレット端末の修理費が増加しているため、端末補償付の保守管理契約を締結したく、委託料を増額するものでございます。

続きまして、説明欄 1 教育活動振興経費 につきましては、90万円の増額補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、歳入でご説明いたしました、教育費寄附金の活用として、図書の購入のために、小学校図書購入費の増額を行うものでございます。

○ 田山教育企画課長

続きまして、説明欄 2 中学校施設管理費 について、214万5,000円の増額補正となります。
先月17日水曜日に発生した事故に伴い、美野里中学校昇降口復旧工事として214万5,000円を計上するものです。

○ 吉田教育指導課長

続きまして、説明欄 3 中学校情報教育関係経費 につきましては、731万1,000円増額補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、小学校費同様、生徒用タブレット端末に端末補償付の保守管理契約を締結したく、委託料を増額するものでございます。

続きまして、説明欄 1 教育活動振興経費 につきましては、20万円増額補正をお願いするものでございます。

理由といたしましては、小学校費同様、教育費寄附金の活用として、図書の購入のために、中学校図書購入費の増額を行うものでございます。

○ 大山生涯学習課長

続きまして、5項 社会教育費になります。

説明欄 2 社会教育総務事務費につきましては、総額で1億3,473万5,000円の減額補正をするものです。

科目増減額の内容としましては、14節 工事請負費において、公民館等解体工事の1億4,520万円の減額となりますが、こちらは、小川小跡地周辺地域再整備における国庫補助である、都市

構造再編集通支援助事業補助金の内示額が、令和6年度の計画額に対し、約6割と大きく下回ったことから、解体工事を次年度以降に見送るという政治的判断により、減額するものでございます。

また、歳入の減額補正でご説明しました、公共施設整備補助金繰入金 7,680 万円のうちの、7,000 万円については、本科目の財源として充当していたところでございます。

次に、18 節 負担期補助及び交付金 行政区集会施設整備費補助金については、1,046 万 5,000 円の増額補正するものです。

こちらは、「下吉影荒地」他 11 地区の地区集会施設の床張替工事や外壁の修繕工事をはじめ、エアコンの設置など各種改修工事等への補助金として、増額するものでございます。

このうち、「下吉影荒地」「下吉影本田」「幡谷」「上合」の4地区については、再編交付金事業により建設した地区集会施設のため、歳入補正の際にご説明しました、行政区集会施設管理基金繰入金 227 万 7,000 円を財源として充当するものでございます。

続きまして、説明欄 6 玉川地区学習等供用施設維持管理費については、植栽維持管理委託料として、39 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。

内容としましては、玉里学園後期課程の生徒の通学路でもある、玉川地区学習等供用施設の道路側法面の松の木が枯れており、強風等により、倒木の危険性があるため、同樹木の伐採を行うものでございます。

次に、説明欄 3 小川図書館・資料館施設維持管理費につきましては、財源内訳の補正で、国庫補助である、都市構造再編集中支援助事業補助金の内示額を踏まえ、特定財源を 330 万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

続きまして、説明欄 4 しみじみの家維持管理費につきましては、敷地借上料として、3 万 6,000 円の増額補正をするものでございます。

理由としましては、玉里地区の地籍調査の結果に伴い、地目及び面積が変更となったことによるものでございます。

○ 比気スポーツ推進課長

6 頁をご覧ください。

説明欄 3 体育振興活動経費につきましては、歳入でも触れましたが、財源内訳補正といたしまして、国補助金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金を 281 万 1,000 円増額し、一般財源を同額減額するものとなります。

○ 田山教育企画課長

続きまして、7 頁をご覧ください。

羽鳥小学校校舎増築工事について、令和6年度及び令和7年度の2カ年の継続費を設定するものでございます。

事業総額 6 億 147 万 9,000 円に対し、令和6年度については、1 億 8,044 万 4,000 円。令和7年度については、4 億 2,103 万 5,000 円とするもので、この年割額については、国の基準に基づき、30%と70%で算出しております。

事業費の内訳でございますが、校舎増築工事費として、5 億 8,585 万 9,000 円を、残り 1,562 万円については、工事監理委託費として見込んでおります。

特定財源のうち、国庫支出金については、「公立学校施設整備補助金」、地方債については、「学校施設改修整備事業債」の充当を見込んでおります。

補正予算の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

羽鳥小学校の校舎増築工事は、主に教室を増室する計画でしょうか。

○ 田山教育企画課長

はい。委員ご指摘の通り、「教室」の増室を見込んでおります。

また、羽鳥小学校の校舎の増築工事について、当初の事務局案として、建設先は、体育館側の現在の校舎前のスペースを活用し、増築面積は、400㎡程度を計画しておりましたが、学校及び運営協議会、PTA等関係者とワークショップを実施したところ、建設位置は、現在の仮設校舎の位置とし、特別教室等も将来的には増築校舎に設けたいという要望が多くありました。

しかし、要望である建設先には、現在仮設校舎があり、この仮設校舎については、原契約では、移設ができない内容となっていること、また、今後改修工事等を実施した場合、現在の各教室の一時移転先として、増築校舎を活用すること等を踏まえ、調整しております。

◎ 小仁所委員

教育委員会で、学校へ訪問に行くと、納場小と羽鳥小の校舎が古いということで、建替えはいつ頃になるのか。と考えていましたが、校舎の増築工事の実施や今後改修工事を想定しているとのことで、建替えが更に遅れてしまうのではないかと思うところですが、その辺りの計画はどのようなになっているのでしょうか。

○ 田山教育企画課長

委員ご指摘の計画についてでございますが、本市では、「公共施設建築物系個別計画」を令和3年に公表し、羽鳥小と納場小は「統合」で当初計画しておりましたが、国の指針や新たな政策課題等を踏まえ、令和5年6月に計画の一部を変更し、羽鳥小と納場小は統合ではなく、それぞれ長寿命化工事を行うこととなりました。

合わせて、改修等に係る国の補助事業でございますが、玉里学園や小川北義務のように、「統合による」建替えに対しての補助であり、「既存校舎」の建替えに対する補助は基本的に無いため、財政的にも厳しい部分がございます。

優先順位でございますが、羽鳥小については、現在の児童数に対して教室数が足りていない現状がございますので、まずは「増築」を実施し、その後、長寿命化工事等、国の補助が見込める事業を実施していく方向で検討しており、納場小については、羽鳥小が完了次第実施する方針です。

◎ 小仁所委員

長寿命化工事は、建替え工事とは異なるものであると認識していますが、具体的にどのような工事を予定していますか。

○ 田山教育企画課長

断熱材の入替え等を含めた「改修」と、段差解消やエレベーター設置といった「バリアフリー化」を現時点では想定しております。

◎ 中村委員

増築工事で教室数を増やすとのことで、その根拠として、羽鳥小の児童数推移が考えられるのですが、何年先までを予測して、教室数の増室分を算出したのでしょうか。

○ 田山教育企画課長

はい。予測の方法としては、学校単位での推移を数年先まで出すことは難しく、人口推計の見込みから予測するしかありません。

しかし、人口推計から算出すると、羽鳥小学校については、ピーク時から 100 名程度減少する予測となりますが、実数を見ると、昨年の羽鳥地区の出生数は 83 名で、今年度の入学者よりも多い数字であることから、児童数の推移を数年先まで予測することは非常に難しいと言えます。

しかし、全学年が2クラスとなったと仮定しても、現在の面積では、1,000 m²以上足りないという現状がございますので、今回の増築工事の面積を 1,070 m²としているところです。

◎ 中村委員

増築の根拠等については、理解できました。

一方で、校舎を増築すると、校庭の面積が減ってしまうと思いますが、児童数や教室数、校庭の広さ、それぞれのバランスについてはどのように考えていますか。

○ 田山教育企画課長

委員ご指摘の通り、校庭の面積が減ってしまうのは事実ですが、現時点においても、校庭の面積は足りていない状況でございます。

しかし、現在の校庭で確保できている 150mトラックについては、増築工事後の校庭面積でも確保できます。

また、正門から入って正面にございます、外トイレと倉庫を別の場所に移すことで、少しでも、空間の有効活用を図っていきたいと考えています。

◎ 小仁所委員

橘小（現在は、閉校）で、結果的には実現しませんでした。100mの直線を確認するためにグラウンドの拡張を計画し、交渉を行ったところ、周辺の住宅4軒が移動に同意してくださった経緯があります。

羽鳥小は、グラウンドがあまりにも狭すぎると思いますので、グラウンドを拡張する余地があるのか、また近隣に土地を売却してくださる方はいらっしゃるのかお聞かせください。

○ 田山教育企画課長

グラウンド拡張については、以前に交渉を行っておりますが、周辺の住宅2軒からお断りをされていることから、現在は、グラウンド拡張の方針はございません。

◎ 山口委員

パソコンの保守管理委託料について、補償を付け加えた契約にするということで、小学校費と中学校費を合わせるとそれなりの額が増額されるようですが、この補償の範囲については、どこからどこまでが対象となるのでしょうか。

例えば、「落として壊れた。」等『使い方』による故障の場合は、児童生徒の保護者が負担するのか、市が負担するのか。

○ 吉田教育指導課長

予算で対応している、故障の主な要因としては、経年劣化によるものです。

現在使用している端末は、令和3年度に導入したもので、それなりの期間が経過していることもあり、一斉に不具合が生じているといった状況でございます。

委員ご指摘の、落とした場合の対応については、故意によるものであると判断できる場合には、保護者負担での対応を求めるケースもございます。

◎ 中村委員

端末の故障について、故障する場所は「自宅」と「学校」では、どのくらいの比率なのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

申し訳ありませんが、比率については、現在、手元に資料がございません。ご指摘の部分を今一度精査し、今後につなげていきたいと思っております。

◎ 中村委員

つまり、故障したと申し出があれば、全て予算で対応するというのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

申し出にあっては、どのような状況で、どのような不具合が生じたのか、を学校で聞き取りを行った上で、報告書を添付する形式をとっております。

◎ 中村委員

つまり、自宅であろうと、どのような故障であろうと、予算で修理対応しているということですね。

○ 吉田教育指導課長

はい。端末を持ち帰り、自宅学習にも使用しておりますので、自宅学習の中で不具合等が生じたということであれば、予算での対応としております。

◎ 山口委員

故障して修理に出している間、予備の端末は市の方で準備はあるのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

予備の端末については、準備があり、故障の受付後、予備端末と入れ替えて対応しております。

◎ 山口委員

その予備端末の数について、不足はないのでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

はい。現在まで、予備端末に不足が生じたことはございません。

◎ 中村委員

故障にも様々な要因があるとは思いますが、その中でも最も多い要因はどのようなものでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

申し訳ありませんが、要因についても、現在、手元に資料がございません。後ほど、お示しさせていただきたいと思っております。

○ 羽鳥教育長

昨年度の実績では、机と机の間を通る際に、端末に触れて落ちてしまったケースや友人との口論の末、感情的に叩きつけてしまったケース等様々ありました。

この「落ちる」と「落とす」でも、要因としては全く違うものだと思います。

◎ 廣戸委員

様々ご質問がありましたが、この補正予算は、単体ごとの修理費という意味ではないと解釈しています。

1台1台の修理云々ではなく、現在、市内全ての端末の保守管理について、特定業者と契約しているものに、「補償」についても付加し、端末の修理も含めての保守管理契約とするということではないでしょうか。

○ 吉田教育指導課長

はい。委員ご指摘の通り、昨年度までは、端末修理については、個別対応で都度修理費を支出していましたが、修理件数の増加に伴い、当初予算を超過してしまいました。

今後も、修理台数の増加が見込まれることから、それに対応すべく、今回、補償込の契約を締結するため、その増額分を補正予算として要望するものでございます。

以上でございます。

○ 羽鳥教育長

その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第57号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第57号は可決といたします。

続いて、議案第58号及び議案第59号は、それぞれ、現在閉校となっている「旧小川小学校」と「旧玉里北小学校」の解体工事の工事請負契約の締結に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定および小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。

教育企画課より説明願います。

■■ 議案第58号 工事請負契約の締結について(旧小川小学校)

■■ 議案第59号 工事請負契約の締結について(旧玉里北小学校)

可決

可決

○ 田山教育企画課長

議案第58号及び議案第59号について、ご説明させていただきます。

提案理由ですが、工事請負契約の締結について、令和6年第2回小美玉市議会定例会に提案するにあたり、教育委員会の意見を求められるため、この2つの議案を提出するものです。

まず、議案第58号についてご説明させていただきます。

3頁をご覧ください。

契約の目的は、旧小川小学校解体工事となります。

契約金額は、2億480万9,000円

契約の相手方は、小美玉市栗又四ヶ2380番地7 株式会社ツカヤ 代表取締役 磯邊洋子

契約の方法は、一般競争入札において、5月13日に仮契約を締結しております。

4頁をご覧ください。

工事内容は、鉄筋コンクリート造3階建て校舎 延床面積 3,473㎡

鉄骨造2階建て体育館 延床面積 719㎡

その他建築物解体 延床面積 100.6㎡

遊具撤去一式・樹木伐採一式 となります。

工事期間は、議会議決日の翌日から令和7年2月7日までとしています。

今回の入札参加業者は、記載の通り6社により入札が行われました。

議案第58号については、以上でございます。

続いて、議案第59号についてご説明させていただきます。

6頁をご覧ください。

契約の目的は、旧玉里北小学校解体工事となります。

契約金額は、1億5,114万円

契約の相手方は、小美玉市栗又四ヶ2380番地7 株式会社ツカヤ 代表取締役 磯邊洋子

契約の方法は、一般競争入札において、5月13日に仮契約を締結しております。

7頁をご覧ください。

工事内容は、鉄筋コンクリート造3階建て校舎解体 延床面積 2,279㎡

鉄筋コンクリート及び鉄骨造2階建て体育館解体 延床面積 837㎡

その他建築物解体 延床面積 148.6㎡

遊具撤去一式・樹木伐採一式 となります。

工事期間は、議会議決日の翌日から令和6年12月12日までとしています。

今回の入札参加業者は、記載の通り9社により入札が行われました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

解体工事の内容については、理解しました。

解体工事後の、跡地利用はどのようになっているのでしょうか。

○ 田山教育企画課長

旧小川小学校については、「小川小学校跡地周辺整備計画」に基づき、国交省の都市構造再編集
中支援事業交付金という、補助事業を活用し、「運動ができる広場」としての整備が計画されてい
ます。

旧玉里小学校については、閉校後、グラウンドを地元のサッカースポーツ少年団が利用して
おりますが、解体後も引き続き、グラウンドとして開放する空間という想定で、旧小川小学校のよ
うな跡地利用の計画はございません。

◎ 中村委員

やはり勿体ないという印象を持ちますが、市の方針として、進めていくということなのでしょうか。

○ 田山教育企画課長

本市では、公共施設の削減に向けて「公共施設建築物系個別計画」という計画を策定しており、今回の2つの解体工事についても、この計画に沿ったものでございます。

◎ 山口委員

この議案とは、直接的には関係はないですが、近いうちに解体となる玉里東小学校のグラウンドに相当量の土が山積みにされていますが、どのようなものなのかお聞きしてもいいですか。

○ 田山教育企画課長

玉里東小の土については、昨年度の台風によって崩落してしまった玉里学園の法面の土砂でございます。

当時、玉里地内の建設会社に応急措置として、土砂の搬出及び土砂の仮置きに対応をいただき、今回その土砂を玉里東小に移し、山積みしております。

なお、この土砂については、玉里東小の解体時に、基礎コンクリート等を撤去した際の「埋戻し土」として利用する予定で、現在そのまま放置するものではございません。

○ 羽鳥教育長

その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

無いようですので、採決に移ります。

議案第58号及び議案第59号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、議案第58号及び議案第59号は可決いたします。

次に、議案第60号「小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について」教育指導課より、説明願います。

■ 議案第60号 小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について

可決

○ 吉田教育指導課長

議案第60号「小美玉市学校給食運営委員会委員の委嘱について」説明いたします。

本案は、小美玉市学校給食運営委員会設置要綱に基づき、新たに委員を委嘱するため、提出するものでございます。

9頁をご覧ください。

この委員会は、小美玉市学校給食センター条例及び学校給食運営委員会設置要綱に基づき設置しており、定員は12名、任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日までとなります。

名簿に記載の通り、今回新任で委嘱をお願いする方については、充て職での就任となり、関係機関からの推薦をいただいた方となります。

説明につきましては、以上となります。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
ご意見等無いようですので、採決に移ります。
議案第 60 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、議案第 60 号は可決といたします。

続いて、議案第61号「小美玉市学校運営協議会委員の委嘱について」
教育指導課より、説明願います。

■ 議案第 61 号 小美玉市学校運営協議会委員の委嘱について

可決

○ 狩谷理事

議案第 61 号について、説明をさせていただきます。
小美玉市学校運営協議会規則に基づき、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものでございます。
新たに委員を委嘱する学校は、羽鳥小学校でございます。
11 頁をご覧ください。
小美玉市学校運営協議会規則第 4 条の規定では、地域住民や在籍する児童生徒の保護者等から教育委員会が任命するとされており、今回は、第 4 条第 1 号「地域住民」での選出となります。
説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
ご意見等無いようですので、採決に移ります。
議案第 61 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、議案第 61 号は可決といたします。

続いて、議案第62号「小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について」
生涯学習課より、説明願います。

■ 議案第 62 号 小美玉市訪問型家庭教育支援事業推進協議会委員の委嘱について

可決

○ 大山生涯学習課長

議案第 62 号について、ご説明いたします。
本課では、令和 5 年度から、子育て世帯を対象とした「訪問型家庭教育支援」を実施しております。
訪問型家庭教育支援員、通称「子育てサポーター」と言いますが、4 名子育てサポーターが、子育てに不安や悩みを持つ保護者の家庭等を訪問して、個別の相談対応や必要に応じた情報提供を行う『アウトリーチ型』の支援を行っております。
家庭訪問を通じて、保健福祉分野の支援が必要と思われるケースなどを、各分野の専門機関に繋ぐ、橋渡しを行うことが必要となるため、情報共有や連携強化、関係機関とのネットワーク構築のため、本協議会を設置しています。
名簿につきましては、13 頁をご覧ください。
委員の任期は、令和 6 年 6 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、再任 8 名、新任 7 名の合計 15 名の委嘱でございます。

新任7名については、組織改編及び人事異動等によるものでございます。
説明については、以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

人選について、異議等はありませんが、訪問型家庭教育支援員の役割について、詳しく教えてください。

○ 大山生涯学習課長

訪問型家庭支援員については、子育て等に悩みを抱えている方への相談支援という形で、ご自宅に訪問し、子どもの教育に関する相談をはじめ、福祉的なものや保健的な内容などを一度受容し、それぞれの相談機関へ繋ぐ役割を担います。

現在、サポーターは4名おり、2人1組となり、学校だけではなく、自宅等直接マンツーマンでの相談を受けている状況でございます。

◎ 中村委員

自宅訪問し、相談を受けた際、教育問題や子育て、保健など様々な悩みや不安を一度受容し、必要な機関へ繋ぐとのことでしたが、この支援員自身、その道のプロフェッショナルで、相談を受けた段階で返答するというようなケースは想定していますか。

あくまでも、家庭と行政機関の繋ぎ役という立ち位置なのでしょうか。

○ 大山生涯学習課長

この支援員の方々は、民生委員や教員、青少年相談員を経験された方や現職の方、かつ子育てを経験された方ですので、相談内容にもよりますが、相談の全てを行政機関へ繋ぐのではなく、基本的には相談内容を一度受容し、支援員が答えられるものについては、相談に乗り、より専門的な機関へ繋ぐ必要があると判断される場合は、その繋ぎ役としての役割を果たしていく。

このような、立ち位置としております。

◎ 廣戸委員

支援員は、現時点で4名ですが、市の方針として、今後増員していくのでしょうか。

現在は、小川地区が主体となった活動ですが、これから美野里地区や玉里地区にも同様の組織を形成し、民生委員会のような組織になっていくべきものかと考えており、今後増員が必要になってくると思います。

そこで違和感を覚えたのが、実質的な実働部隊である「支援員」を協議会の委員として加えることです。

生涯学習課としては、支援員を管轄下に置きながら、協議会においては、同等の立ち位置にいるという点に、組織的な曖昧さを感じました。

○ 大山生涯学習課長

協議会については、本課が主体的に運営していくと考えております。

また、先ほどもお話しさせていただきましたが、相談内容によっては、専門的な機関へ繋ぐ必要性が生じることから、まずは顔の見える関係を構築する必要があると考え、支援員を協議会に加えているところです。

◎ 廣戸委員

支援員が個別事案で動く際には、当然、生涯学習課担当者と協議の上、方向づけをしていくと思います。

この協議会は、年数回の開催になるのではないかと考えていますが、その数回の開催の意図が、支援員と各関係機関との「顔合わせの会」というのは、教育長がトップの協議会であるということを考えてみると、違うのではないかと感じるようです。

この協議会を組織するのは、訪問型家庭教育支援の所管を生涯学習課から協議会へ移すことを意味しているのでしょうか。そう考えると、支援員が関わった個別事案について、協議会に報告するという形式をとるために、協議会に加えるということも理解できなくはないですが、どのようにお考えでしょうか。

○ 大山生涯学習課長

各関係機関との情報共有が必要になりますので、支援員が対応した個別事案について、その内容を共有する場として考えております。

◎ 廣戸委員

教育支援委員会を例に挙げると、この委員会は直接的な支援はせずに、判定や判断を行うことを任としています。

この訪問型家庭教育支援は、生涯学習課が一昨年からはじめ立ち上げられたもので、昨年度、支援員を確保し、動き始めたものだと思います。

今回、協議会を組織し、支援員を加えることで、どのような理があるのか、単なる「報告」と「顔合わせ」のための組織というのは、理解しがたいのですが、いかがでしょうか。

○ 田山教育企画課長

昨年度まで、生涯学習課の課長として、本件に携わってまいりましたので、経緯をお話しさせていただきます。

この協議会については、年2回程度の開催を予定しており、1回目の会議は、学校長や幼稚園長、市内保育園の代表、その他、関係する行政機関の管理職に対し、支援員の紹介と、事業計画について、了承をいただき、要支援の事案が生じた場合の協力を依頼する場とし、その後、2回目の会議では、年間の活動報告等をする場として、協議会を位置付けております。

◎ 廣戸委員

事業の方向性のチェック機能を有し、かつ、こども家庭センターなど支援するための体制が整っているということを表明するための組織ということでしょうか。

○ 田山教育企画課長

はい。その通りです。

○ 羽鳥教育長

昨年度の実績で8件あったと思いますが、今後もこの数は増えていくことが予想されます。そのため、委員ご指摘の通り、支援員も現在の人数では不足すると考えられるため、新たに任命することも考えていると思いますが、どうでしょうか。

○ 大山生涯学習課長

教育長ご発言の通り、昨年度の実績は8件で、今年度は1件の相談を受けております。今後、ニーズが増えるのであれば、支援員の人数も増やす必要があると考えております。

○ 羽鳥教育長

また、本事業は、幼稚園から小学校へ上がる時期の家庭に焦点を当てた、家庭教育支援だと思っておりますが、昨年実施して、相談することによって、悩みの解消ができる保護者もいれば、相談の内容も、保護者によって全く異なるもので、このような多種多様なニーズに応えられるよう、事業の充実に努めていかなければならないと思っております。

その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。
無いようですので、採決に移ります。
議案第62号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、議案第62号は可決といたします。

続いて、(2) 報告に移ります。

報告第14号 「専決処分の承認を求めることについて(小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命について)」
教育指導課より、説明願います。

■ 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

「小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命」

承認

○ 吉田教育指導課長

報告第14号につきましては、小美玉市学校事務の共同実施における総括事務長及び事務長の任命について、専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

15頁をお開きください。

学校事務共同実施グループは、各学校単位で実施している学校事務について、その一部を共同で実施することで、事務の適正化や効率化を図っているものでございます。

今年度は、名簿の通り、統括事務長及び美野里地区、小川・玉里地区の事務長を1名ずつ、計3名を任命いたしました。

なお、昨年度からの変更はございません。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

報告第14号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)
ご異議無しと認め、報告第14号は承認することといたします。

続いて、報告第15号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市教育支援委員会委員の任命について）」
教育指導課より、説明願います。

■ 報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
「小美玉市教育支援委員会委員の任命」

承認

○ 狩谷理事

報告第 15 号について、小美玉市教育支援委員会委員の任命について、専決処分をしましたので、ご報告申し上げます。

17 頁をご覧ください。

本委員会は、小美玉市教育支援委員会条例の規定に基づき、任期が2年となり、今年度新たに委員を任命、委嘱するものです。

新任5名で、いずれも組織改編等に伴う任命となります。

なお、本委員会の役割としては、特別支援学校、特別支援学級、通常学級、それぞれ何が適なのか、申請の上がった児童生徒に対して、判断する役割を担っております。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

この委員会の委員として、校長や教諭等、学校関係者が多く任命されているようですが、本来この方々は、学校運営の中心となるべき立場の人だと思います。

だとすれば、学校に関係のない人で構成し、学校の運営に協力することが望ましいのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○ 狩谷理事

本委員会については、「学校」を支援することが目的ではなく、あくまで、特別支援学校や特別支援学級、通級など、「児童生徒 一人ひとり」の学びの場について、どこが相応しいかを判断する委員会となります。

○ 羽鳥教育長

その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

報告第 15 号について、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議無しと認め、報告第 15 号は承認することといたします。

続いて、報告第16号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市小中一貫教育推進委員会設置要綱の改正について）」

教育指導課より、説明願います。

■ 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
「小美玉市小中一貫教育推進委員会設置要綱の改正について」

承認

○ 狩谷理事

報告第 16 号について、小美玉市小中一貫教育推進委員会設置要綱の改正について、専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

21頁の新旧対照表をご覧ください。

現行の要綱では、第3条 組織に関する規定に、「校長会長」を以って組織する。とありましたが、改正では、この文言を削除いたしました。

理由といたしまして、充て職によって各種委員会等の委員に校長会長が選任され、それに伴い、校長会長が学校を空けることが多かったため、見直せる部分については、見直しを図らせていただきたく、本改正となります。

なお、同委員会には、校長会の代表者を任命しておりますので、問題無いものと考えております。報告は以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

報告第 16 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第 16 号は承認することといたします。

続いて、報告第17号 「専決処分の承認を求めることについて（小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について）」

文化芸術課より、説明願います。

■ 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて

「小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について」

承認

○ 片岡文化芸術課長

今回の専決処分につきましては、処分事項の通り、小美玉市公共ホール運営委員会委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めらるものでございます。

23頁をご覧ください。

委員につきましては、資料の通り、5月1日からの任期で、10人の委嘱であり、内4人が新任となります。

なお、ページ下段の参考については、先月の定例会におきまして、委員2人の委嘱に関する専決処分について、承認をいただいております、小美玉市公共ホール運営委員会につきましては、今回の委嘱と合わせ、合計12人で、構成するものとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 羽鳥教育長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問及び討論等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見等無いようですので、採決に移ります。

報告第 17 号について、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議無しと認め、報告第 17 号は承認することといたします。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

事業等報告に移ります。なお、質疑につきましては、すべての報告が終わり次第でお願いします。
まず(1)学校教育関係について 教育指導課指導係より説明願います。

.....

■ 学校教育関係について ※非公開※

.....

■ 就学援助及び区域外就学並びに指定校変更について ※非公開※

.....

■ 「県内プロスポーツチームとの交流活動等」について

○ 比気スポーツ推進課長

お手元の資料「県内プロスポーツチームとの交流活動等について」をご覧ください。

1点目、野球の「茨城アストロプラネッツ」による、「小美玉市DAY」が、5月12日に開催されました。

概要でございますが、本市に在住・在学・在勤の方を対象に、無料の招待チケットを配布し、観戦ができるものでございました。

当日は、水戸市との共同開催となりましたが、本市といたしましては、深谷副市長による本市のPR・挨拶がありました他、無料チケットによる観戦者数は、水戸市の関係者を含め、130名でした。

その他、詳細については、チーム概要の他、当日の様子を写した写真を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、サッカーJ2の「水戸ホーリーホック」による、「小美玉市の日」が、5月18日に開催されました。

概要でございますが、こちらも、本市に在住・在学・在勤の方を対象に、メインサイド等の自由席チケットを優待価格にて購入できるというものでございました。

また、本市に在住・在学の中高生には、試合チケットが無料になる試合観戦サービスの提供がございました。

試合開始前に、島田市長による、本市PRの他、本市PRを担当する選手の3名のサイン入りグッズなどが当たる抽選会や本市観光協会による焼き菓子などの販売等もあり、大変賑わっております。

当日の観戦者数は、4,220名で、小さなお子様も多く来場されており、抽選会で豪華賞品を手に喜んでる姿が印象的でした。

その他、詳細については、当日の様子を写した写真を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

報告については、以上でございます。

.....

— 質 疑 — ※非公開部分に関する質疑※

.....

7. その他

○ 羽鳥教育長

次第の7 その他になります。

まず、委員の皆様から何かありますか。
無いようですので、事務局より説明願います。

<事務局から(概要)>

日米親善コンサート開催について @小川文化センターアピオス

6月2日(日)に開催する。

当日のチケットを用意したので、ご都合が合えば是非、ご鑑賞ください。

小美玉市文化協会祭の開催について @市内公共ホール(アピオス・コスモス・みの〜れ)

6月14・15・16日 / 21・22・23日 / 28・29・30日 3週に跨り開催する。

6月定例会について

令和6年6月25日(火) **13時30分**から 小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

○ 羽鳥教育長

他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。

委員の皆様には慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、5月定例会を閉会とさせていただきます。